

青森県多文化共生推進プラン(概要版)

第1章 プランの趣旨等

1 プランの趣旨

人口減少・少子高齢化や県内在留外国人が増加する中、「青森県多文化共生推進プラン」を策定し、多文化共生の施策を推進する

2 プランの位置付け

県基本計画に掲げる「多文化共生社会の実現」に向けて、総合的な目標や施策の方向を定める

3 プランの期間

令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間

4 プラン推進の視点

(1)外国人住民の受入主体としての地域環境の整備

外国人の受入れや行政サービスを提供する主体として、県・市町村による地域環境の整備

(2)外国人住民の人権保障

「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」等の人権尊重の趣旨に合致した人権保障

(3)住民の異文化理解の向上

多文化共生のまちづくりによる地域住民の異文化理解力の向上や若い世代の育成

(4)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

日本人と同様に生活できる環境の整備、SDGsの理念に沿った持続可能で多様性・包摂性のある社会の実現

(5)外国人住民による地域活性化やグローバル化への貢献

外国人住民が主体的に行う地域活性化・グローバル化に向けた活動との連携・協働

(6)地域社会への外国人住民の積極的な参画と担い手の確保

外国人住民による地域社会の担い手、多文化共生施策の推進への関与

(7)受入環境の整備による外国人材の受入れの実現

外国人住民が十分な行政サービスを受けられる体制整備、多文化共生推進による外国人材の受入環境の整備

第2章 現状・課題

1 県の人口

1983(昭和58)年をピークに減少を続け、2023(令和5)年2月には120万人を下回った。2040年には約90万人まで減少

2 在留外国人数

全国の在留外国人数は約322万人、本県の在留外国人は7,164人(令和5年6月現在)

(1)国籍・地域別(県内)

ベトナム(2,253人)が最も多く、近年では、ベトナム、フィリピン、インドネシア、ミャンマー、カンボジア、ネパールが増加

(2)在留資格別(県内)

技能実習(2,630人)が最も多く、直近のピーク時(令和元年)を超えて過去最高を更新、近年は特定技能が大きく増加

(3)市町村別(県内)

八戸市(1,539人)、青森市(1,176人)、弘前市(839人)の順で多く、県内の殆どの市町村に在留外国人が在住

3 プラン策定に向けた実態調査(結果及び評価)

県内住民を対象としたアンケート調査(回答:日本人向け調査:706件、外国人向け調査511件)

県内事業者を対象とした戸別訪問等によるヒアリング調査(回答:20件)

(1)日本人向け調査

- ①「多文化共生」という言葉や意味を「知っている」が38.0%、「聞いたことはあるが知らない」「知らない」を合わせると62.0%
- ②「相互の文化理解」等に取り組むべきとの意見が約半数ある一方で「外国人を増やす理由・課題が不明」との声も約半数ある
- ③外国人住民に対する印象について、「親しみを感じる」「どちらかといえば親しみを感じる」を合わせると37.1%
- ④今後「地域の行事・祭り」「挨拶・会話」等を通じて外国人住民と付き合いたいとの声が約4割
- ⑤日本人がすべきこと「日頃の挨拶」が最も多く、「地域行事に参加しやすい環境づくり」等の意見があった
- ⑥外国人に望むこと「文化・習慣の理解」が最も多く、「地域行事等の参加」等の意見があった

「多文化共生」の認知度向上に向けた意識啓発等が必要である。

日頃の挨拶や地域行事等への参加など双方のコミュニケーションや地域社会への参画を求めるニーズが多い。

(2)外国人向け調査

- ①暮らしやすさでは、「物価が安い」の意見が37.8%。暮らしにくさでは「多言語化が進んでいない」が24.9%と最多。
- ②日本人住民に対する印象について、「親しみを感じる」「どちらかといえば親しみを感じる」を合わせると78.8%
- ③日本人との付き合い方では「日常会話や情報交換」をしたいが60.3%。「挨拶をしたい」、「語学を教えたい、教わりたい」、「文化・スポーツ」、等を通じて日本人住民と付き合いたいそれぞれ4割程度回答。
- ④日本人に望むことは「日頃の声かけ、顔が見える関係」作りが51.1%と最多。外国人がすべきことは「日本語の習得」が61.4%、「文化・習慣の理解」が57.1%と多い意見となった。
- ⑤必要な情報は「日本語教育」と「労働」に関する情報がそれぞれ44.8%と最多。「緊急時対応」「交流イベント」等の意見が続く。
- ⑥不安・悩みは生活面が「日本語能力不足」、労働面は「給料が少ない」、医療面は「病気になった時の対応」などが多い。
- ⑦自然災害が発生した場合、「避難所に行く」が67.7%で最多。災害に備えて「避難所を確認している」は29.7%

多言語化対応や会話、挨拶など言葉に関するニーズが多く、日本語能力不足が生活面の不安・悩みの大きな原因となっている。
物価が安いという意見が多い反面、給料が少ないなど、生活と就業の環境整備に関するニーズが多い。

(3)事業者向け調査

- ①国籍別では「ベトナム」が最も多く約63%を占めた。資格別では全事業者が「技能実習」の外国人労働者を雇用している
- ②全事業者が「人手不足に効果あり」、半数以上が「今後雇用を増やす」、一方「言葉の問題」等で「雇用を減らす」事業者もいる
- ③外国人労働者の日本語レベルが「業務に支障なし」は3割、「業務に支障を抱えている」は半数以上
- ④事業者が抱える課題は、「コミュニケーション不足」「文化・習慣の相互理解」「住居等の受入環境」など
また、賃金条件や生活環境を理由として、外国人労働者が中途退職し、都市部に流れる事例が多く見られた
- ⑤多文化共生に必要な取組は、「地域ルールの周知」「日本語教育」「交流の場づくり」「生活情報の提供」「意識啓発」など

外国人労働者の雇用は人手不足等に効果がある一方で、言葉やコミュニケーション、住宅確保など多様な課題を抱えている。
外国人労働者が退職・転職して都市部に流れる事例が多く、県内定着に向けたコミュニケーション・生活支援が求められている。

4 本県における課題

(1)コミュニケーションに関する課題

日本語教育の推進、外国人住民の人数や国籍等に応じた多言語対応、ICTを活用した多言語対応

(2)生活に関する課題

外国人児童・生徒の教育、災害・感染症等の外国人对応、医療・子育て等の多言語対応、外国人材の受入環境の整備

(3)地域社会に関する課題

「多文化共生」の認知度向上、交流・助け合いの環境整備、外国人住民による地域の担い手の推進、不当な差別的言動の解消

(4)地域活性化・グローバル化に関する課題

持続可能な地域づくりやグローバル化に向けた外国人住民との連携・協働、知見・ノウハウの活用

第3章 基本方針

1 コミュニケーション支援

外国人住民を雇用する企業やNPO等連携した日本語教育、外国人住民の人数や国籍等に応じた多言語対応

2 生活支援

外国人住民が地域で生活する上で必要となる生活全般の支援(教育・労働・災害・医療・子育て・住宅など)

3 意識啓発と社会参画支援

外国人住民の孤立や日本人住民との軋轢の解消に向けた地域社会の意識啓発、外国人住民の社会参画支援

4 地域活性化の推進やグローバル対応

外国人住民の強みや視点を生かした地域活性化・グローバル化、外国人住民の人材発掘、留学生の県内就職の推進

第4章 必要とされる施策

1 コミュニケーション支援

(1)行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

①多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

行政サービス等の多言語での情報提供、ICTを活用した多言語対応、効果的な情報伝達ルートの確保

②外国人住民の生活相談のための窓口の設置

外国人住民が行政情報を入手し、地域生活の様々な問題を相談するための窓口を設置

③NPO等との連携による多言語情報の提供

通訳の育成や外国人住民への支援に取り組むNPO等と連携した多言語による情報提供

④地域の外国人住民を相談員等とする取組

同じ文化的・社会的背景を持つ外国人住民による相談員等の取組の推進

(2)日本語教育の推進

①日本語教育の推進

「青森県日本語教育の推進に関する基本方針」に基づき、外国人ニーズに対応した日本語学習環境の整備

②日本語教育の推進に係る体制の整備

行政・日本語教育機関・事業主・外国人支援団体など関係者相互間の連携強化、体制整備

(3)生活オリエンテーションの実施

①生活オリエンテーションの実施

外国人住民が生活を開始する際、行政情報・日本社会の慣習等について学習する機会の提供

②日本社会に関する情報の提供

生活オリエンテーションの実施後も継続的に日本社会に関する情報を外国人住民に提供

2 生活支援

(1)教育機会の確保

①就学校・受入学年等の決定

地域の実情に応じて就学校の変更等に関する柔軟な対応、日本語能力等に応じて下学年への編入の検討

②不就学の子どもへの対応

公立義務教育諸学校への円滑な編入

③地域ぐるみの取組の促進

親子、保護者・学校とのコミュニケーションギャップに対応した地域ぐるみの取組の促進

④幼児教育制度の周知・多文化対応

保育園等と連携した情報提供、言語習慣面での配慮

⑤学齢を経過した外国人への配慮

様々な事情で義務教育を修了せず学齢を経過した外国人の公立中学校の受入や夜間中学の設置の検討

(2)教育の充実

①就学状況の把握

文部科学省「外国人の子どもの就学状況等調査」による状況把握、教育環境整備・支援に向けた関係機関との情報共有

②就学に関する多言語による情報提供・就学案内

多言語による県立高等学校入学選抜に関する説明会の実施及び相談窓口の開設

③日本語の学習支援

NPO等と連携した外国人のこどもの日本語学習支援、県内教員等を対象とした連絡協議会の開催

④進路指導・キャリア教育

県立学校における高等学校・大学等の進学や就職に向けた進路指導・キャリア教育

⑤全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進

外国人児童生徒を受け入れていない学校も含めた多文化共生や異文化理解に基づく教育の推進

(3)就業・創業・起業支援

①就業支援

ハローワーク等と連携した就職支援、就業環境の整備促進

②創業・起業支援

創業・起業意欲のある外国人住民が起業家として地域で活躍するための支援

(4)災害時の支援体制の整備

①災害時の支援体制の整備

地域国際化協会等との連携体制の整備、「青森県災害対策本部運営マニュアル」に基づく非常態勢時の支援(通訳派遣など)

②自主防災組織等への外国人住民の参画促進

外国人住民が参加しやすい防災訓練の工夫等、外国人住民の地域防災への参加に係る助言

(5)医療・保健サービスの提供

①医療機関における多言語対応

病院・薬局などの医療機関における通訳、文書、相談・情報提供等の多言語対応

②健康診断や健康相談における対応

外国人が多数居住する地域での健康診断・健康相談における多言語対応

(6)こども・子育て福祉サービスの提供

①サービスの利用促進

サービス内容や利用手続に係る多言語対応

②サービス提供時の多言語による支援

地方公共団体の窓口や保育の現場等での多言語対応

(7)住宅確保のための支援・居住環境の整備

①外国人住民に対する県営住宅等の提供

地域住民と同様の県営住宅への入居申込資格、多言語による入居者募集案内等の広報

②外国人住民に対する居住支援の促進

居住支援協議会、居住支援法人及び不動産関係団体等と連携した居住支援の促進

③自治会・町内会等を中心とする取組の推進

自治会等への外国人住民の加入促進、外国人住民と自治会等が連絡できる仕組みづくり

④外国人住民のワンストップ生活相談対応

外国人住民への入居時の生活情報の提供、臨時的ワンストップ相談窓口の開設

(8)感染症流行時における対応

①感染症に関する多言語による情報提供

感染症に関する多言語による情報提供・相談対応の体制整備

②感染症対策における外国人の人権への配慮

感染症流行時における外国人患者等に対する人権への配慮

3 意識啓発と社会参画支援

(1)多文化共生の意識啓発・醸成

①地域住民等に対する多文化共生の意識啓発

外国人住民と共生していくため、住民・企業・NPO等を対象とした多文化共生の地域づくりに関する啓発

②不当な差別的言動の解消

外国人住民に対する不当な差別的言動の解消に向けた相談体制の整備、教育の充実、啓発活動

③多文化共生の場づくり

学校・図書館・公民館等を活用した地域住民と外国人住民の交流や理解を深める場づくりの推進

④多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

外国人住民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベントの開催による交流機会の提供

(2)外国人住民の社会参画支援

①キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人コミュニティのキーパーソン・ネットワーク・自助組織が地域で主体的に活動できるための支援

②外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

地方公共団体の施策に外国人住民の意見を反映させる機会の創出

③外国人住民の地域社会への参画促進

外国人住民の地域社会(自治会、商店街、PTA等)への参画の促進

④地域社会に貢献する外国人住民の表彰

地域社会に貢献する外国人住民の活動に対する表彰、地域社会の理解や外国人住民の活躍の促進

4 地域活性化の推進やグローバル化への対応

(1)外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

①優れた取組を行う事例や外国人住民の人材の発掘・情報収集

外国人住民による地域活性化に向けた優れた取組の事例や人材の発掘・情報収集

②地域活性化の推進

人口減少・少子高齢化が進展する中、地域の維持・活性化に向けた外国人住民との連携・協働

③グローバル化への対応

グローバル化に対応するため、外国人住民の知見やノウハウの活用

(2)留学生の地域における就職促進

①留学生の地域における就職促進

専門性や日本語能力を有し、日本社会を理解するなど優れた人材である留学生の県内就職の推進

②留学生に対する生活支援等

留学生に対する生活支援や地域住民との交流の場の提供

第5章 推進体制

1 各主体の役割

本プランの実現に向けて、各主体が相互に連携を図り、多文化共生施策を推進する

(1)県の役割

広域自治体として市町村への支援、多文化共生に関する取組・ニーズ等の情報収集、広域的な普及啓発

(2)市町村の役割

外国人住民に最も身近な行政機関としての確な行政サービスの提供、外国人住民が参加できる地域づくり

(3)国際交流協会の役割

県や市町村と連携した多言語情報の提供、相談・交流事業など地域の課題やニーズに対応した取組の推進

(4)NPO等外国人支援団体の役割

外国人が抱える課題に対し、各団体が持つ専門性を生かした、きめ細かい支援、地域活動等への参加促進

(5)県民の役割

日本人・外国人ともに全ての県民が国籍・民族・宗教等の違いなどの多様性を尊重

(6)企業の役割

留学生や定住外国人の採用・育成、外国人労働者が能力を発揮できる環境整備

(7)教育機関の役割

留学生の受入や教育・生活支援、地域社会参画や県内就職支援、国際理解等の醸成、グローバル人材の育成

2 進捗の確認等

各施策の取組状況について進捗の確認や課題の検証等を行う